

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項

に基づく所有者等の探索の対象となる地域について(令和6年度)

登記所名	所有者等の探索の対象となる地域
宇都宮地方法務局	栃木県宇都宮市今里町
〃	栃木県宇都宮市海道町
〃	栃木県宇都宮市古賀志町
〃	栃木県宇都宮市上小倉町
〃	栃木県宇都宮市下小倉町
〃	栃木県宇都宮市中岡本町
〃	栃木県宇都宮市下岡本町
〃	栃木県宇都宮市徳次郎町
〃	栃木県鹿沼市貝島町
〃	栃木県鹿沼市口栗野
〃	栃木県鹿沼市富岡
〃	栃木県那須烏山市下境
〃	栃木県那須烏山市初音
宇都宮地方法務局大田原支局	栃木県大田原市荒井
〃	栃木県大田原市町島
〃	栃木県矢板市山田
〃	栃木県矢板市下太田
〃	栃木県矢板市泉
〃	栃木県矢板市土屋
〃	栃木県矢板市東泉
〃	栃木県那須塩原市大原間
宇都宮地方法務局日光支局	栃木県日光市小代
〃	栃木県日光市岩崎
〃	栃木県日光市小倉
〃	栃木県日光市文挾町